

第19号議案 令和4年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算
(事業勘定)

目次	ページ
1 令和4年度における財政運営	1~3
2 令和4年度歳入歳出予算見積総括表(事業勘定)	4~5
3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和4年度)	6
4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和4年度)	7
5 国民健康保険の諸状況	8~10
6 令和4年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料 (事業勘定)	11~17
7 令和4年度長崎市国民健康保険事業について	18~25
8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正 (今後改正予定)	26
<参考資料>	
1 令和4年度国民健康保険制度改正	27~29

市民健康部

令和4年2月

1 令和4年度における財政運営

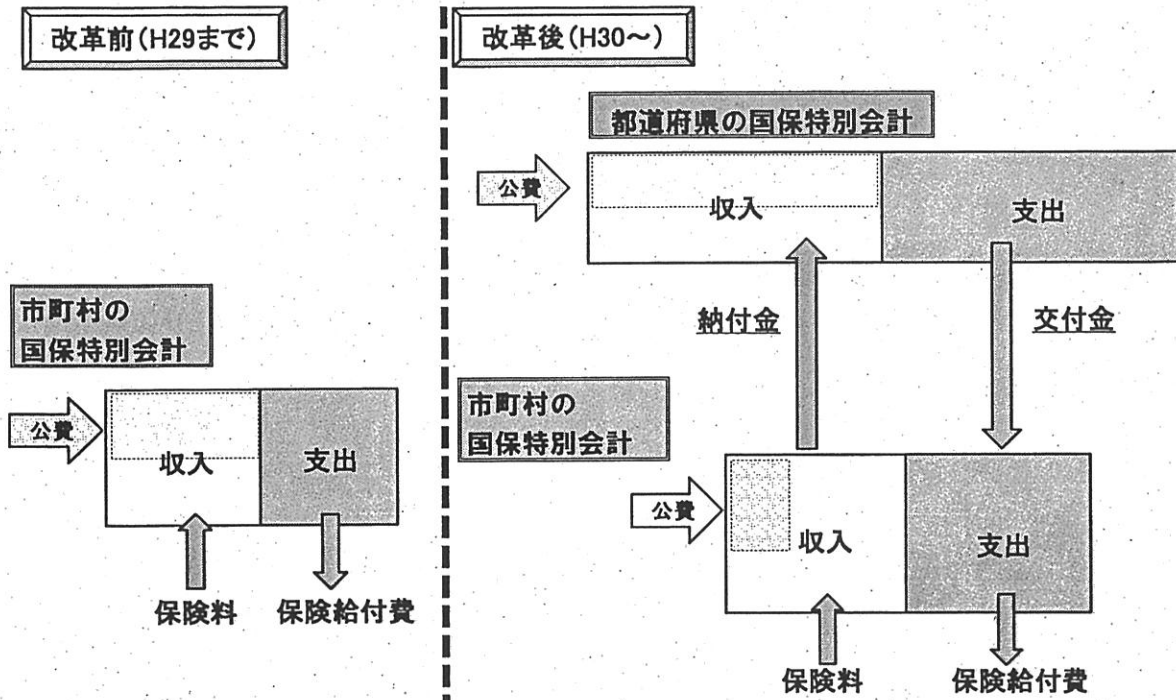
(1) 平成30年度都道府県単位化の概要について

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

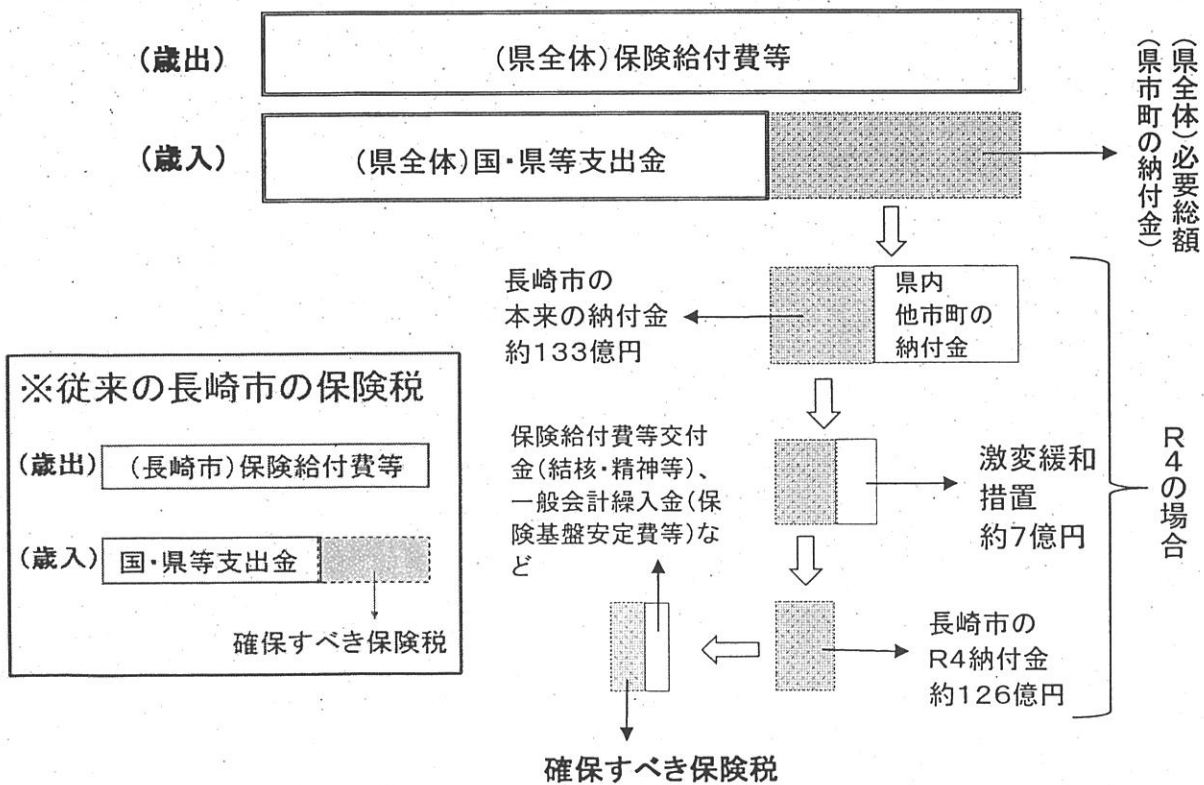
※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



◆改革後(H30~)における長崎市の納付金及び保険税の算定方法



(2) 令和4年度国民健康保険事業費納付金（県提示）

（単位：千円）

区 分	一般	退職	計
医療給付費納付金	9,111,526	876	9,112,402
後期高齢者支援金等納付金	2,681,948	190	2,682,138
介護納付金	796,897	-	796,897
計	12,590,371	1,066	12,591,437

制度改革後は、市町は、県が示す国保事業費納付金を県に納付しなければならない。（改正後の国民健康保険法第75条の7第2項）

当該納付金については、主に国保税や一般会計繰入金（保険基盤安定費）等の財源を充当する。

(3) 令和4年度長崎市国民健康保険税の税率等について

制度改革後は、県が各市町に提示する標準保険税率を参考にして、市町が独自の保険税率を決定する。

ア 標準保険税率と改定後税率との比較

(ア) 長崎県が示す標準保険税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割	9.29%	3.22%	2.67%	15.18%
均等割(円)	27,756	9,712	9,466	46,934
平等割(円)	19,841	6,792	5,395	32,028

(イ) 改定後税率

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割	9.00%	3.10%	2.50%	14.60%
均等割(円)	27,300	9,500	9,100	45,900
平等割(円)	19,800	6,900	5,100	31,800

(ウ) 増減（(ア) - (イ)）

区分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
所得割	0.29%	0.12%	0.17%	0.58%
均等割(円)	456	212	366	1,034
平等割(円)	41	▲108	295	228

【令和4年度における一人あたり税負担額の比較】

区分	一般・現年調定額 (見込)	一人当たり 税負担額(見込)
改定後税率①	8,395,503千円	95,696円
県標準保険税率②	8,764,678千円	99,904円
差引(②-①)	369,175千円	4,208円

イ 国保の現状

- ・被保険者数の減少により国保税収は年々減少している。
- ・保険給付費総額は被保険者数の減少により減少傾向にあるものの、一人当たり保険給付費は高齢化の進展や医療の高度化により年々増加している。
- ・一人当たり保険給付費の高い70～74歳の被保険者数のピークを令和3年度と見込んでおり、団塊の世代が令和4年度から順次、後期高齢者医療へ移行することにより、保険給付費の減少が見込まれる。
- ・被爆者数の減少(後期高齢者医療への移行)により国の特別調整交付金が年々減少しており、令和4年度は交付額が0となる。

ウ 国保の財政状況

	(単位：千円)						
	H28決算 (税率改定)	H29決算	H30決算 (県単位化)	R元決算	R2決算	R3決見	R4推計
① 歳入総額	65,885,594	65,711,525	56,653,859	54,795,195	53,312,225	54,358,818	52,332,798
② ①のうち前年度からの繰越金	194,111	779,052	1,382,241	244,120	224,415	129,034	0
③ 歳出総額	65,106,542	64,329,284	56,409,739	54,570,779	53,183,191	54,512,333	52,882,838
④ 基金繰入金(取崩)	318	0	0	473,723	255,869	431,378	0
⑤ ③のうち基金積立金	318	416,608	639,451	55	217	104,639	0
⑥ 差引収支(①-③)	779,052	1,382,241	244,120	224,416	129,034	▲ 153,515	▲ 550,040
⑦ 単年度収支(⑥-②-④+⑤)	584,941	1,019,797	▲ 498,670	▲ 493,372	▲ 351,033	▲ 609,288	▲ 550,040
⑧ 基金年度末保有額	0	416,608	1,056,059	582,391	326,739	0	0

平成28年度の税率改定以降、令和3年度まで税率を据え置いてきた。しかし、平成30年度以降、赤字が常態化しており、令和3年度末で基金残高もなくなる見込みであるなど、非常にひっ迫しており、令和4年度以降の事業運営が困難な状態となっているため、本議会において税率改定(条例改正)の議案を提出したものである。

2 令和4年度歳入歳出予算見積総括表（事業勘定）

（単位：千円）

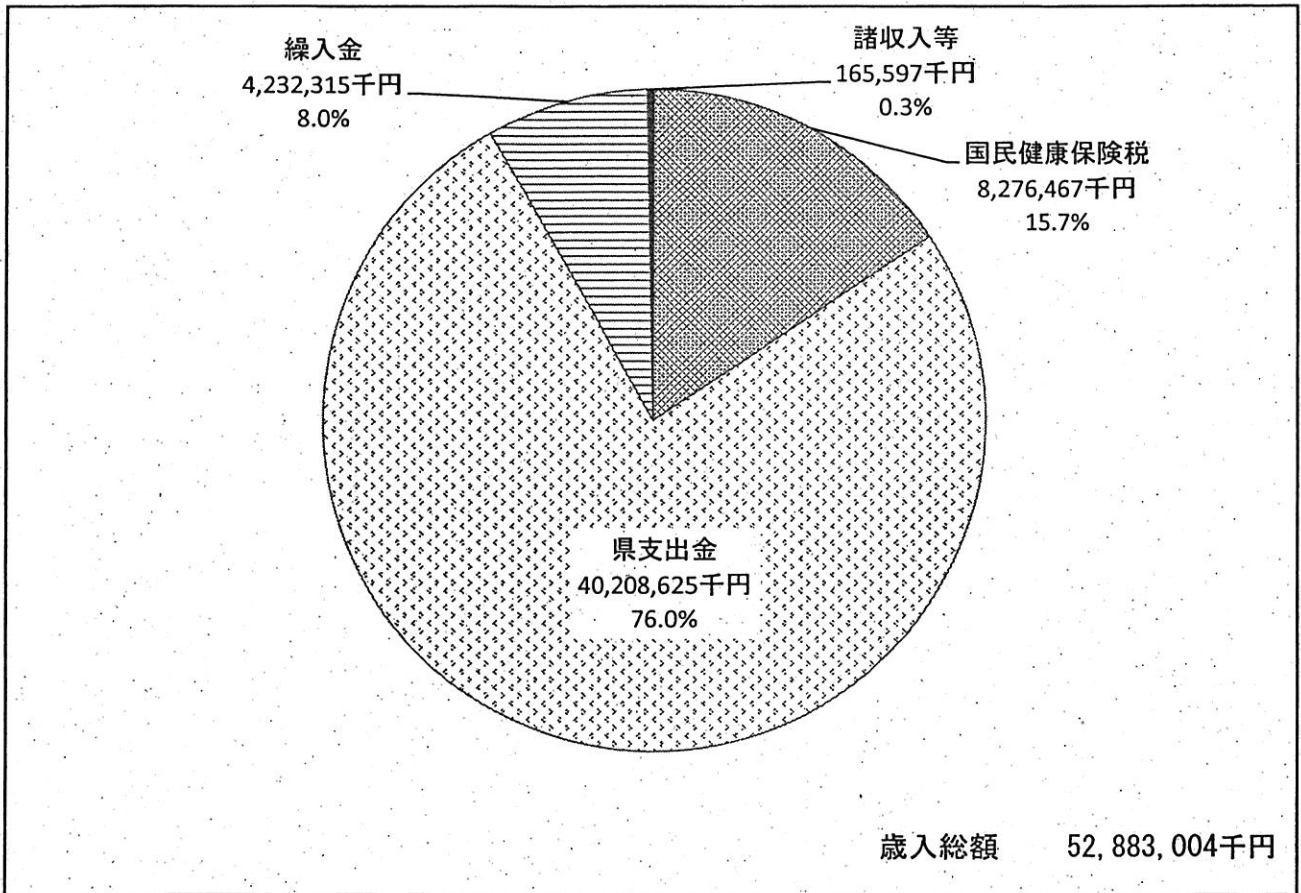
歳		入			
款	項目	令和4年度	令和3年度	差引	増減率(%)
1	国民健康保険税	8,276,467	8,136,668	139,799	1.7
	1 国民健康保険税	8,276,467	8,136,668	139,799	1.7
	1 一般被保険者国民健康保険税	8,275,146	8,132,981	142,165	1.7
	2 退職被保険者等国民健康保険税	1,321	3,687	▲2,366	▲64.2
2	使用料及び手数料	3,997	4,665	▲668	▲14.3
3	国庫支出金	1	1	-	0.0
	1 国庫補助金	1	1	-	0.0
	1 災害臨時特例補助金	1	1	-	0.0
4	県支出金	40,208,625	40,595,854	▲387,229	▲1.0
	1 県補助金	40,208,625	40,595,854	▲387,229	▲1.0
	1 保険給付費等交付金	40,208,625	40,595,854	▲387,229	▲1.0
5	財産収入	1	7	▲6	▲85.7
	1 財産運用収入	1	7	▲6	▲85.7
	1 利子及び配当金	1	7	▲6	▲85.7
6	繰入金	4,232,315	4,386,345	▲154,030	▲3.5
	1 他会計繰入金	4,232,314	4,159,435	72,879	1.8
	1 一般会計繰入金	4,232,314	4,159,435	72,879	1.8
	2 基金繰入金	1	226,910	▲226,909	▲100.0
	1 国民健康保険財政調整基金繰入金	1	226,910	▲226,909	▲100.0
7	繰越金	1	1	-	0.0
8	諸収入	161,597	477,054	▲315,457	▲66.1
	1 延滞金、加算金及び過料	66,245	83,042	▲16,797	▲20.2
	2 雑入	95,352	394,012	▲298,660	▲75.8
	合計	52,883,004	53,600,595	▲717,591	▲1.3

(単位：千円)

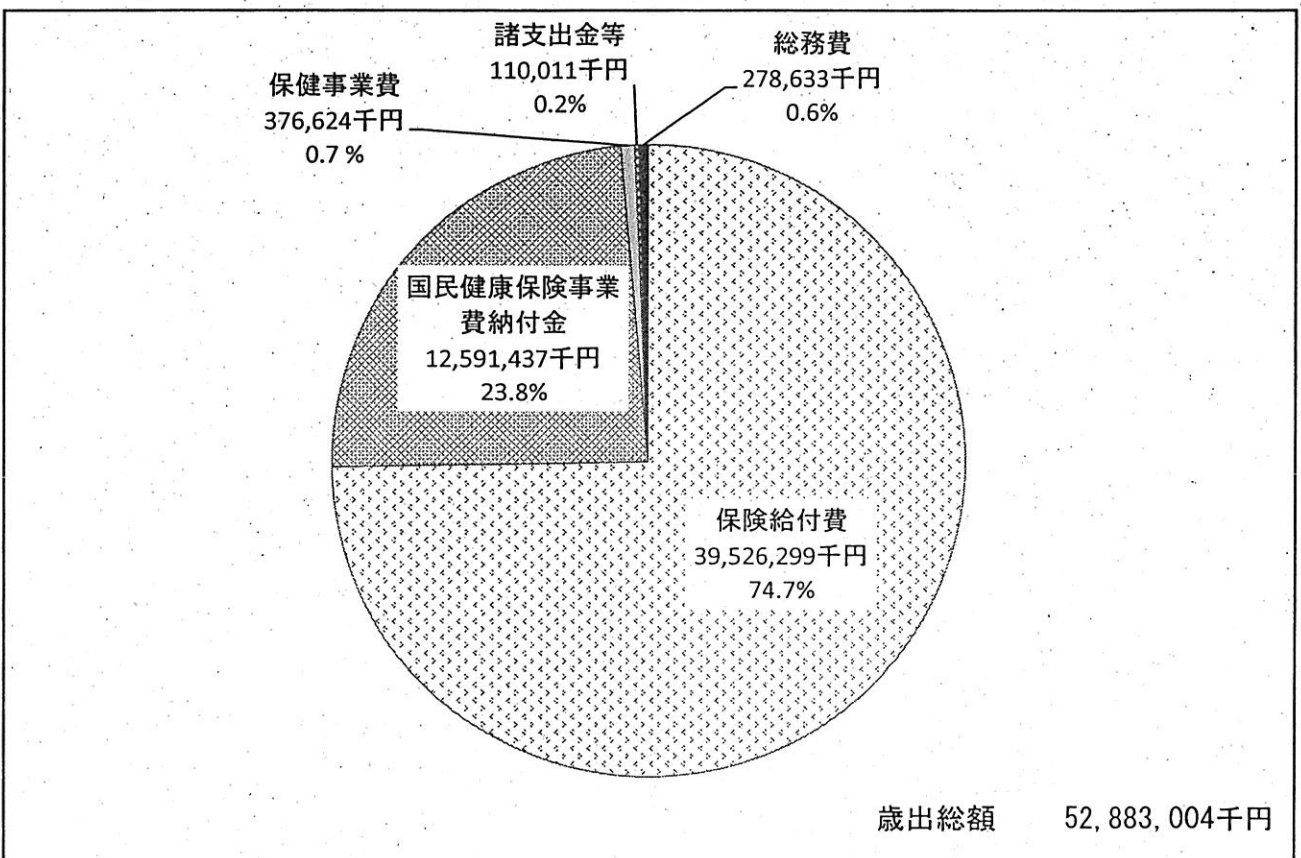
歳		出			
款	項目	令和4年度	令和3年度	差引	増減率(%)
1	総務費	278,633	277,455	1,178	0.4
	1 総務管理費	127,170	118,914	8,256	6.9
	2 徴税費	101,031	98,407	2,624	2.7
	3 運営協議会費	532	606	▲74	▲12.2
	4 趣旨普及費	11,356	8,932	2,424	27.1
	5 特別対策事業費	38,544	50,596	▲12,052	▲23.8
2	保険給付費	39,526,299	39,674,934	▲148,635	▲0.4
	1 療養諸費	33,905,542	34,095,665	▲190,123	▲0.6
	2 高額療養費	5,516,641	5,464,947	51,694	0.9
	3 移送費	110	150	▲40	▲26.7
	4 出産育児諸費	91,186	102,112	▲10,926	▲10.7
	5 葬祭諸費	12,820	12,060	760	6.3
3	国民健康保険事業費納付金	12,591,437	13,154,645	▲563,208	▲4.3
	1 医療給付費納付金	9,112,402	9,554,714	▲442,312	▲4.6
	1 一般被保険者医療給付費納付金	9,111,526	9,552,454	▲440,928	▲4.6
	2 退職被保険者等医療給付費納付金	876	2,260	▲1,384	▲61.2
	2 後期高齢者支援金等納付金	2,682,138	2,766,922	▲84,784	▲3.1
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金	2,681,948	2,766,190	▲84,242	▲3.0
	2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金	190	732	▲542	▲74.0
	3 介護納付金	796,897	833,009	▲36,112	▲4.3
	1 介護納付金	796,897	833,009	▲36,112	▲4.3
4	保健事業費	376,624	381,655	▲5,031	▲1.3
	1 特定健康診査等事業費	291,181	298,962	▲7,781	▲2.6
	2 保健事業費	85,443	82,693	2,750	3.3
5	基金積立金	1	7	▲6	▲85.7
	1 基金積立金	1	7	▲6	▲85.7
	1 国民健康保険財政調整基金積立金	1	7	▲6	▲85.7
6	諸支出金	100,010	101,899	▲1,889	▲1.9
	1 償還金及び還付加算金等	62,643	64,532	▲1,889	▲2.9
	1 一般被保険者保険税還付金	55,688	64,022	▲8,334	▲13.0
	2 退職被保険者等保険税還付金	10	10	-	0.0
	3 償還金	6,945	500	6,445	1289.0
	2 繰出金	37,367	37,367	-	0.0
7	予備費	10,000	10,000	-	0.0
	合計	52,883,004	53,600,595	▲717,591	▲1.3

3 国民健康保険事業歳入歳出予算額図表(令和4年度)

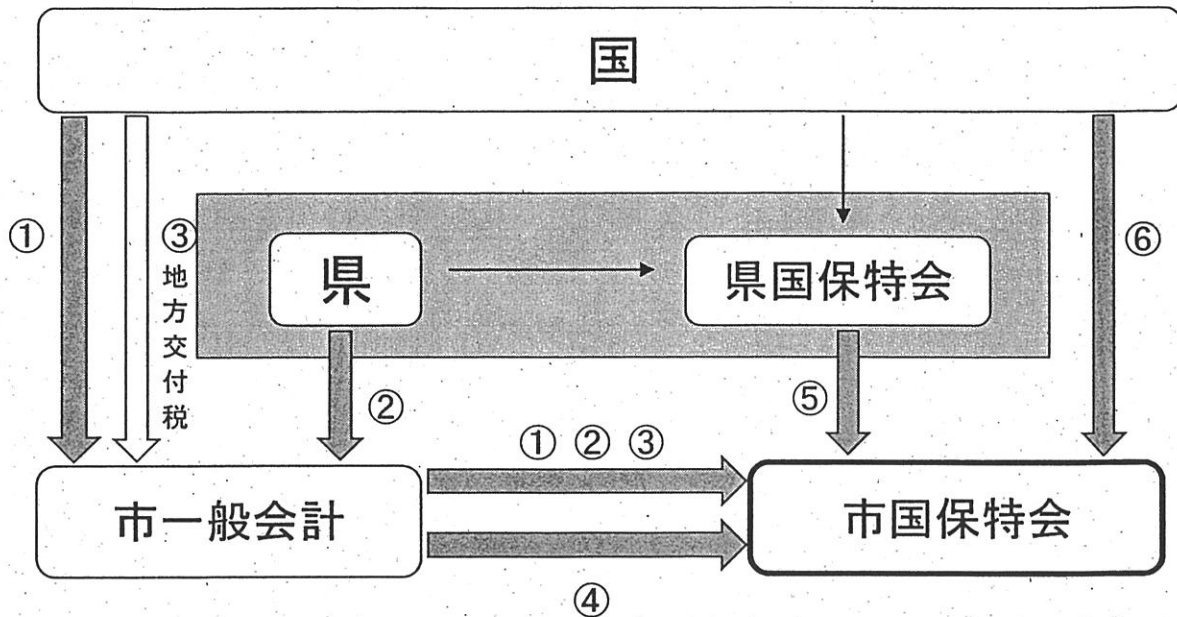
—歳入—



—歳出—



4 国民健康保険事業における補助金等の流れ(令和4年度)



(単位：千円)

		款	名称	4年度予算(A)	3年度予算(B)	差引(A)-(B)	備考
①	国 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費(支援分1/2)	473,311	470,764	2,547	一般会計 3款 民生費 より受入分
			未就学児均等割保険税軽減分(1/2)	11,672	0	11,672	
②	県 → 一般会計 → 国保特会	6	保険基盤安定費(軽減分3/4 支援分1/4)	1,625,492	1,573,956	51,536	
			未就学児均等割保険税軽減分(1/4)	5,836	0	5,836	
③	一般会計 → 国保特会 ※地方交付税措置分	6	保険基盤安定費(軽減分1/4 支援分1/4)	699,601	681,574	18,027	
			未就学児均等割保険税軽減分(1/4)	5,836	0	5,836	
			財政安定化支援事業分	696,801	706,410	▲ 9,609	
			出産育児一時金分	60,760	68,040	▲ 7,280	
			事務費相当分	177,833	168,038	9,795	
④	一般会計 → 国保特会	6	条例減免分	49,321	48,521	800	
			福祉医療費現物給付化影響	372,286	400,808	▲ 28,522	
			特定健康診査無料化等分	53,565	41,324	12,241	
(①~④)の計				4,232,314	4,159,435	72,879	
⑤	県国保特会 → 国保特会	4	保険給付費等交付金	40,208,625	40,595,854	▲ 387,229	
⑤の計				40,208,625	40,595,854	▲ 387,229	
⑥	国 → 国保特会	3	災害臨時特例補助金	1	1	0	
⑥の計				1	1	0	

5 国民健康保険の諸状況

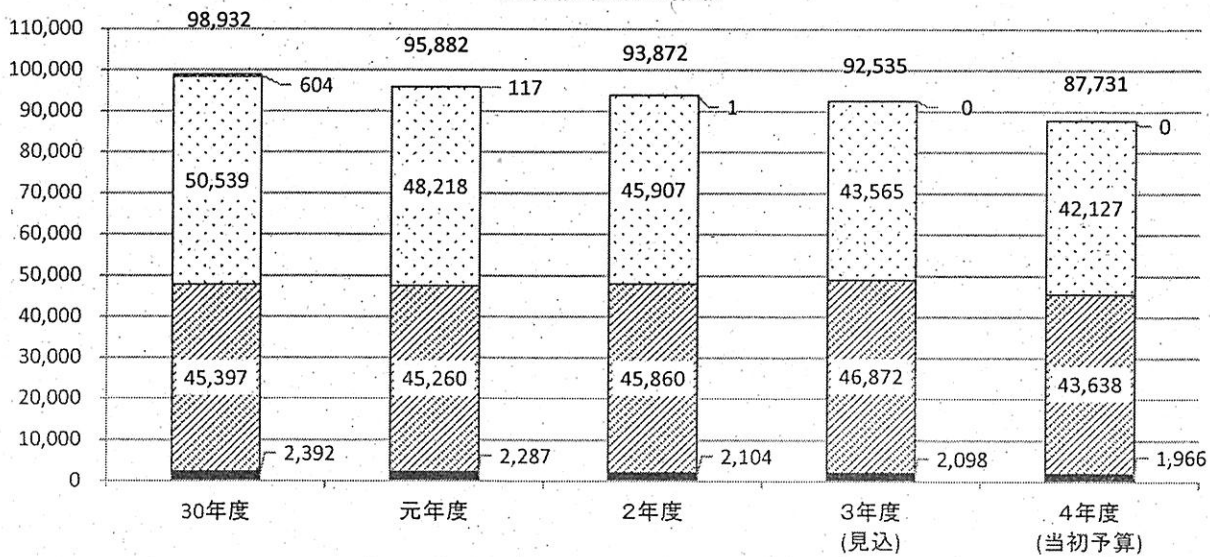
(1) 国保の加入状況 (3-2月平均)

(単位：人)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度 (見込)	4年度 (当初予算)
被 保 険 者 数	98,932	95,882	93,872	92,535	87,731
対前年度伸び率(%)	▲ 3.74	▲ 3.08	▲ 2.10	▲ 1.42	▲ 5.19
一 般	98,328	95,765	93,871	92,535	87,731
対前年度伸び率(%)	▲ 2.81	▲ 2.61	▲ 1.98	▲ 1.42	▲ 5.19
未 就 学 児	2,392	2,287	2,104	2,098	1,966
対前年度伸び率(%)	▲ 7.72	▲ 4.39	▲ 8.00	▲ 0.29	▲ 6.29
前 期 高 齢 者	45,397	45,260	45,860	46,872	43,638
対前年度伸び率(%)	0.24	▲ 0.30	1.33	2.21	▲ 6.90
そ の 他 (義務教育就学～65歳未満)	50,539	48,218	45,907	43,565	42,127
対前年度伸び率(%)	▲ 5.16	▲ 4.59	▲ 4.79	▲ 5.10	▲ 3.30
退 職	604	117	1	0	0
対前年度伸び率(%)	▲ 62.39	▲ 80.63	▲ 99.15	▲ 100.00	0.00
介護2号被保険者(再掲)	31,794	30,043	28,787	27,719	26,943
対前年度伸び率(%)	▲ 6.50	▲ 5.51	▲ 4.18	▲ 3.71	▲ 2.80
加入世帯数 (世帯)	64,651	63,389	62,570	62,283	61,853
対前年度伸び率(%)	▲ 2.72	▲ 1.95	▲ 1.29	▲ 0.46	▲ 0.69
うち介護2号世帯数(世帯)	27,156	25,849	24,871	24,024	23,232
対前年度伸び率(%)	▲ 5.67	▲ 4.81	▲ 3.78	▲ 3.41	▲ 3.30

(人)

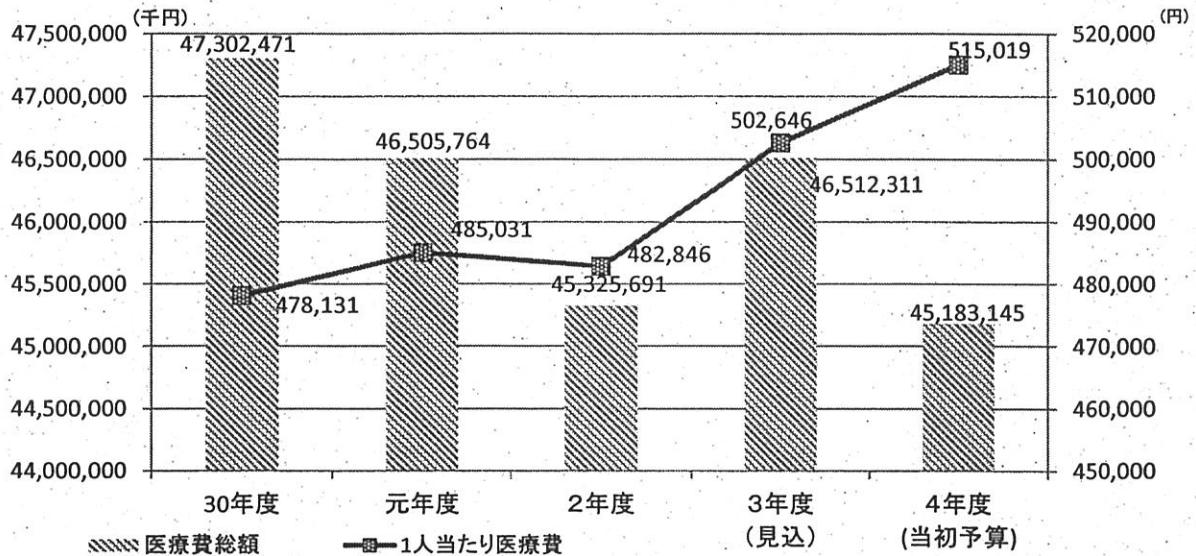
被保険者数の推移



■未就学児 □前期高齢者 □その他(就学～65歳未満) □退職

(2) 医療費（療養諸費）の動向（3-2月実績）

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度 (見込)	4年度 (当初予算)
医療費総額（千円）	47,302,471	46,505,764	45,325,691	46,512,311	45,183,145
対前年度伸び率（%）	▲ 1.84	▲ 1.68	▲ 2.54	2.62	▲ 2.86
1人当たり医療費（円）	478,131	485,031	482,846	502,646	515,019
対前年度伸び率（%）	1.97	1.44	▲ 0.45	4.10	2.46



(3) 税率等の状況

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (見込)
基礎分	所得割	8.1%			9.0%
	均等割	24,800円			27,300円
	平等割	18,400円			19,800円
	課税限度額	580,000円	610,000円	630,000円	
後援期 高年齢 分者	所得割	3.0%			3.1%
	均等割	9,500円			
	平等割	6,900円			
	課税限度額	190,000円			
介護納付金分	所得割	2.3%			2.5%
	均等割	8,700円			9,100円
	平等割	4,900円			5,100円
	課税限度額	160,000円		170,000円	

※地方税法施行令改正後に長崎市国民健康保険税条例を改正予定（令和4年3月末予定）

(4) 課税の状況（現年課税分）

区分	30年度	元年度	2年度	3年度 (見込)	4年度 (当初予算)
調定額（千円）	8,911,490	8,582,278	8,461,208	8,218,875	8,395,506
対前年度伸び率(%)	▲ 3.20	▲ 3.69	▲ 1.41	▲ 2.86	2.15
基礎分（千円）	6,021,620	5,817,448	5,746,567	5,595,120	5,840,890
対前年度伸び率(%)	▲ 2.89	▲ 3.39	▲ 1.22	▲ 2.64	4.39
後期高齢者支援金等分（千円）	2,230,176	2,148,270	2,117,528	2,063,027	1,998,129
対前年度伸び率(%)	▲ 3.29	▲ 3.67	▲ 1.43	▲ 2.57	▲ 3.15
介護納付金分（千円）	659,694	616,560	597,113	560,728	556,487
対前年度伸び率(%)	▲ 5.63	▲ 6.54	▲ 3.15	▲ 6.09	▲ 0.76
1人当たり調定額（円）	90,077	89,509	90,136	88,819	95,696
対前年度伸び率(%)	▲ 3.20	▲ 0.63	0.70	▲ 1.46	7.74
基礎分（円）	60,866	60,673	61,217	60,465	66,577
対前年度伸び率(%)	▲ 2.89	▲ 0.32	0.90	▲ 1.23	10.11
後期高齢者支援金等分（円）	22,543	22,405	22,558	22,295	22,776
対前年度伸び率(%)	▲ 3.29	▲ 0.61	0.68	▲ 1.17	2.16
介護納付金分（円）	20,749	20,523	20,742	20,229	20,654
対前年度伸び率(%)	▲ 5.63	▲ 1.09	1.07	▲ 2.47	2.10

(5) 収納率の動向

区分	30年度	元年度	2年度	3年度 (見込)	4年度 (当初予算)
現年課税分	91.85%	91.66%	92.39%	92.45%	92.65%
対前年度比	0.46	▲ 0.19	0.73	0.06	0.20
基礎分	92.33%	92.13%	92.87%	92.66%	92.77%
対前年度比	0.43	▲ 0.20	0.74	▲ 0.21	0.11
後期高齢者支援金等分	91.53%	91.40%	92.07%	92.95%	93.43%
対前年度比	0.50	▲ 0.13	0.67	0.88	0.48
介護納付金分	88.49%	88.14%	88.81%	88.58%	88.62%
対前年度比	0.44	▲ 0.35	0.67	▲ 0.23	0.04
滞納繰越分（全体分）	29.51%	29.66%	28.99%	28.39%	28.39%
対前年度比	0.02	0.15	▲ 0.67	▲ 0.60	0.00

6 令和4年度国民健康保険事業特別会計予算説明資料(事業勘定)

(1) 歳入

(単位：千円)

款	説 明			4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
第1款 国民健康保険税	(単位：千円)			8,276,467	8,136,668	139,799	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	一般被保険者国保税現年課税分	7,778,601	7,557,995				220,606
	一般被保険者国保税滞納繰越分	496,545	574,986				▲ 78,441
	一般被保険者国保税計	8,275,146	8,132,981				142,165
	退職被保険者等国保税現年課税分	3	3				0
	退職被保険者等国保税滞納繰越分	1,318	3,684				▲ 2,366
	退職被保険者等国保税計	1,321	3,687				▲ 2,366
	国民健康保険税合計	8,276,467	8,136,668				139,799
	第2款 使用料及び手数料	(単位：千円)					3,997
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)			
国民健康保険税督促手数料等		3,997	4,665	▲ 668			
第3款 国庫支出金	(単位：千円)			1	1	0	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	国庫補助金	1	1				0

(単位：千円)

款	説	明	4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
第4款 県支出金	(単位：千円)					
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)		
	県補助金	40,208,625	40,595,854	▲ 387,229	40,208,625	40,595,854 ▲ 387,229
	【県補助金の内訳】			(単位：千円)		
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)		
	保険給付費等交付金	40,208,625	40,595,854	▲ 387,229		
	普通交付金	39,411,817	39,549,977	▲ 138,160		
	特別交付金	796,808	1,045,877	▲ 249,069		
	原爆被爆者分	0	11,797	▲ 11,797		
	結核・精神病分	307,006	439,397	▲ 132,391		
	直営診療所分	37,367	37,367	0		
	保険者努力支援分	91,027	181,408	▲ 90,381		
	特定健康診査等負担金分	99,428	101,020	▲ 1,592		
	県2号繰入金分	100,851	107,641	▲ 6,790		
その他	161,129	167,247	▲ 6,118			
<p>* 保険給付費等交付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い創設された交付金で、国保法第75条の2に基づき都道府県から交付されるもの。</p> <p>○普通交付金 保険給付費のうち、療養給付費・療養費・高額療養費・移送費・審査支払手数料（医科・歯科・調剤・訪問看護）に要する費用の全額が交付される。</p> <p>○特別交付金 特別な事情を考慮したり、医療費適正化など積極的な取り組みを評価したりすることにより交付される。</p>						

(単位：千円)

款	説	明	4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)
第5款					
財産収入		(単位：千円)			
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
	国民健康保険財政調整基金利息	1	7	▲ 6	▲ 6
第6款					
繰入金		(単位：千円)			
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
	保険税軽減分(医療分、支援金分)	1,722,531	1,664,432	58,099	
	保険税軽減分(介護分)	129,251	120,333	8,918	
	小計	1,851,782	1,784,765	67,017	
	保険者支援分	946,622	941,529	5,093	
	ア 保険基盤安定費繰入金計	2,798,404	2,726,294	72,110	
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
	イ 未就学児均等割保険税繰入金	23,344	0	23,344	
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
	財政安定化支援事業分	696,801	706,410	▲ 9,609	
	出産育児一時金分	60,760	68,040	▲ 7,280	
	事務費相当分	177,833	168,038	9,795	
	特定健康診査無料化等分	53,565	41,324	12,241	
	条例減免分	49,321	48,521	800	
	福祉医療費現物給付化影響分	372,286	400,808	▲ 28,522	
	ウ その他一般会計繰入金計	1,410,566	1,433,141	▲ 22,575	
	①一般会計繰入金計 (ア+イ+ウ)	4,232,314	4,159,435	72,879	
	②国民健康保険財政調整基金繰入金	1	226,910	▲ 226,909	
	繰入金合計 (①+②)	4,232,315	4,386,345	▲ 154,030	▲ 154,030

(単位：千円)

款	説	明	4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)		
第7款 繰越金	(単位：千円)						
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)			
	前年度繰越金	1	1	0		0	
第8款 諸収入	(単位：千円)						
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)			
	延滞金等	66,245	83,042	▲ 16,797	161,597	477,054	▲ 315,457
	第三者納付金等	95,352	85,981	9,371			
	一般会計借入金	0	308,031	▲ 308,031			
	諸収入合計	161,597	477,054	▲ 315,457			
歳入合計				52,883,004	53,600,595	▲ 717,591	

(2) 歳出

(単位：千円)

款	明			4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)	
第1款 総務費	(単位：千円)			278,633	277,455	1,178	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	総務費	278,633	277,455	1,178			
第2款 保険給付費	(単位：千円)			39,526,299	39,674,934	▲ 148,635	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	療養諸費	33,905,542	34,095,665				▲ 190,123
	療養給付費	33,479,143	33,680,288				▲ 201,145
	療養費	311,076	316,185				▲ 5,109
	審査支払・レセプト電算処理システム手数料	115,323	99,192				16,131
	高額療養費	5,516,641	5,464,947				51,694
	移送費	110	150				▲ 40
	出産育児諸費	91,186	102,112				▲ 10,926
	葬祭諸費	12,820	12,060				760
	保険給付費合計	39,526,299	39,674,934				▲ 148,635
第3款 国民健康保険 事業費納付金	(単位：千円)			12,591,437	13,154,645	▲ 563,208	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	医療給付費納付金	9,112,402	9,554,714				▲ 442,312
	後期高齢者支援金等納付金	2,682,138	2,766,922				▲ 84,784
	介護納付金	796,897	833,009				▲ 36,112
国民健康保険事業費納付金合計	12,591,437	13,154,645	▲ 563,208				
<p>* 国民健康保険事業費納付金 平成30年度の国保都道府県単位化に伴い、県の特別会計において負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用や前期高齢者納付金等国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国保法第75条の7に基づき市町村が都道府県に納付するもの。厚生労働省が定めたガイドラインに従い県が計算する。</p>							

(単位：千円)

款	説	明	4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)		
第4款 保健事業費	(単位：千円)			376,624	381,655	▲ 5,031	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	特定健康診査費	236,796	245,536				▲ 8,740
	特定保健指導費	2,950	2,663				287
	特定健康診査受診率向上対策費	6,358	11,172				▲ 4,814
	事務費	45,077	39,591				5,486
	特定健康診査等事業費計	291,181	298,962				▲ 7,781
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	保健衛生普及費	26,334	27,968				▲ 1,634
	疾病予防費	33,501	32,760				741
	人間ドック健診費	25,206	24,503				703
	歯科健診費	1,534	1,452				82
	生活習慣病予防対策費	6,761	6,805				▲ 44
	はり、きゅう施術費	25,608	21,965				3,643
	保健事業費計	85,443	82,693				2,750
保健事業費合計	376,624	381,655	▲ 5,031				
第5款 基金積立金	(単位：千円)			1	7	▲ 6	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	国民健康保険財政調整基金積立金	1	7				▲ 6
第6款 諸支出金	(単位：千円)			100,010	101,899	▲ 1,889	
		4年度(A)	3年度(B)				差引(A)-(B)
	償還金及び還付加算金等	62,643	64,532				▲ 1,889
	保険税還付金及び還付加算金	55,698	64,032				▲ 8,334
	償還金	6,945	500				6,445
	繰出金(直営診療施設勘定分)	37,367	37,367				0
諸支出金合計	100,010	101,899	▲ 1,889				

(単位：千円)

款	説明	4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)
第7款 予備費	(単位：千円)			
		4年度(A)	3年度(B)	差引(A)-(B)
	予備費	10,000	10,000	0
歳出合計		52,883,004	53,600,595	▲ 717,591

7 令和4年度長崎市国民健康保険事業について

(1) 主な取組み

ア 保険給付事業

(ア) 療養の給付

- 給付割合

義務教育就学前	8割
義務教育就学から70歳未満	7割
70歳以上75歳未満	※8割(現役並み所得者は7割)

(イ) 療養費の支給

- 旅行先での急病等で被保険者証を使用せず現金払いをしたとき
- コルセットの代金、柔道整復師の施術を受けた場合等

(ウ) 高額療養費の支給

a 医療費の自己負担限度額

70歳未満のかた

区分		自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降 ※c
ア	市県民税の課税世帯 (年間所得901万円を超える世帯)	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円
イ	市県民税の課税世帯 (年間所得600万円超~901万円以下の世帯)	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ	市県民税の課税世帯 (年間所得210万円超~600万円以下の世帯)	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円
エ	市県民税の課税世帯 (年間所得210万円以下の世帯)	57,600円	44,400円
オ	市県民税の非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上のかた

- (a) 個人単位での自己負担額について、限度額Aを適用。
 (b) 世帯単位での自己負担額について、限度額Bを適用。
 (c) (a) (b) の限度額超過分を合算した額を支給。

※入院時の窓口での自己負担額は限度額Bまで。

区分 (高齢受給者証 負担割合)			外来 【個人単位】 A		外来＋入院【世帯単位】 B	
			3回目まで		4回目以降 ※c	
3割	現役並みⅢ	市県民税の課税所得 690万円以上	252,600円 (医療費が842,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算)		140,100円	
	現役並みⅡ	市県民税の課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円 (医療費が558,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算)		93,000円	
	現役並みⅠ	市県民税の課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円 (医療費が267,000円を超えた 場合は超えた分の1%を加算)		44,400円	
2割	一般	市県民税の課税所得 145万円未満等	18,000円	57,600円	44,400円	
	Ⅱ	市県民税の 非課税世帯(※1)	8,000円	24,600円		
	Ⅰ	市県民税の 非課税世帯(※2)	8,000円	15,000円		

※1 「Ⅱ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者

※2 「Ⅰ」とは、世帯主及び同一世帯の国保被保険者全員が住民税非課税で、かつ、世帯の所得金額がない世帯に属する70歳以上75歳未満の国保被保険者

b 世帯合算

同じ世帯で、同じ月に、70歳以上75歳未満の人(後期高齢者医療制度の適用を受ける者を除く。)は全ての負担、70歳未満の人では個人単位で1つの医療機関毎に各21,000円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して70歳未満の人の自己負担限度額を超えた分を支給する。

- c 高額療養費多数
該当世帯の特例
- 過去12か月間に、ひとつの世帯での該当が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分を支給する。
- (例：令和4年4月受診の場合、過去12か月間は令和3年5月分から)
- 県内の他市町への転出および転入、市内間転居の際に世帯の継続性が認められる場合は、該当回数は引き継ぐ。(70～74歳のみで構成される世帯については、「外来(個人ごと)」の自己負担限度額のみにより支給を受けた回数は算入しない。)
- ※ a 医療費の自己負担限度額参照
- d 75歳到達月の
特例
- 月の途中で75歳になる人(1日生まれを除く。)の自己負担限度額は、通常の2分の1の額とする。
- e 県内異動者の特例
- 平成30年4月以降、県内の他市町へ異動した者については、高額療養費の多数回該当を世帯主が引き継ぐ。
- また、世帯が継続される場合は、転居月の高額療養費について、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担限度額が本来の2分の1に、75歳到達前に県内の他市町へ異動した者については、転出地の市町及び転入地の市町それぞれ自己負担額が本来の4分の1になる。
- f 外来年間合算
- 70歳以上のかたのうち、基準日時点(毎年7月31日)の高額療養費の区分が一般または低所得の区分で、前年の8月1日から7月31日までの1年間に外来診療で支払った医療費が144,000円を超える場合に支給する。月額の高額療養費の支給がある場合は、外来年間合算の支給額には含まれない。

- g 長期高額疾病 血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全などの長期高額疾病については、高額療養費の1か月の自己負担限度額は10,000円とする。(70歳未満の人工透析をしている上位所得者は20,000円)

(エ) 高額介護合算療養費

医療保険制度の高額療養費の算定対象世帯において、介護保険受給者が存在する場合、医療と介護の前年の8月1日から7月31日までの期間に支払った自己負担額を合算し、一定の限度額を超える額を支給する。

a 医療費および介護費の自己負担限度額

70歳未満の方	ア	市県民税課税世帯 (年間所得 901 万円を超える世帯)	2, 120, 000円
	イ	市県民税課税世帯 (年間所得 600 万円超～901 万円以下の世帯)	1, 410, 000円
	ウ	市県民税課税世帯 (年間所得 201 万円超～600 万円以下の世帯)	670, 000円
	エ	市県民税課税世帯 (年間所得 210 万円以下の世帯)	600, 000円
	オ	市県民税非課税世帯	340, 000円
70歳以上75歳未満の方	現役並み所得者	市県民税の課税所得 690万円以上	2, 120, 000円
		市県民税の課税所得 380万円以上 690万円未満	1, 410, 000円
		市県民税の課税所得 145万円以上 380万円未満	670, 000円
	一般	市県民税の課税所得 145万円未満等	560, 000円
	Ⅱ	市県民税非課税世帯	310, 000円
	Ⅰ		190, 000円

(オ) 移送費の支給

重病人の入院・転院等で移送代がかかったときに支給する。支給額は、もっとも経済的な通常の経路及び方法によって移送された場合の費用として算定された額となる。

(カ) 出産育児一時金の支給 1件 420,000円 または 408,000円

(キ) 葬祭費の支給 1件 20,000円

(ク) 入院時食事療養費標準負担額 (1食あたり)

一般 (下記以外の方)			460円
住民税非課税世帯 II	過去12か月の入院日数	90日までの場合	210円
		90日を超える場合	160円
I			100円

(ケ) 療養病床に入院する65歳以上の方の居住費 (光熱水費相当額: 1日あたり)

医療区分I※1	370円
医療区分II III※2 (医療の必要性の高い方)	
難病患者	0円

※1 医療区分II IIIに該当しない者

※2 医療区分II: 筋ジストロフィー・パーキンソン病関連等

医療区分III: スモン・医師及び看護師により、常時監視管理を実施している状態

(コ) 海外療養費の支給

海外渡航中の病気・ケガなどで現地の医療機関で診療を受けた場合に、帰国後、当該療養に対し療養費を支給する。

イ 事業運営安定化事業

(ア) 収納対策事業

- a 滞納整理方針に基づき、目標収入率を設定し、確実な進行管理のもと収入率の向上を図る。
- b 納付お知らせセンターによる滞納者への納付勧奨及び納付指導員による電話催告・納税勧奨を実施し、新たな滞納の未然防止及び滞納の早期解消を図る。
- c 滞納者へ交付する短期保険証及び資格証明書の適正化を図り、これらを有効活用し、折衝機会及び納税の確保を図る。
- d 高額または悪質滞納者への対応として、差押等、自力執行権の積極的な行使を含む滞納整理を図る。
- e 差し押えた不動産及び動産については、インターネット公売を活用する。
- f 口座振替の加入を促進するため、「ペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードと暗証番号による口座振替申込み）」事業を実施。また、滞納者についても、窓口等における接触の機会をとらえ口座振替の推進を図る。
- g スマートフォンを利用したクレジットカードやインターネットバンキング、決済アプリによる収納を実施し、納付の利便性及び収入率等の向上を図る。

(イ) 医療費適正化事業

- a レセプト点検（資格審査・内容審査・縦覧点検）の充実強化を図る。
- b 第三者行為求償事務の徹底強化を図る。
- c 国保連合会と連携した医療費分析の充実を図る。
- d ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を図る。
- e 誤処方防止し、適切な服薬を促進する。

(ウ) 保健事業

医療、保健、福祉との連携を密にし「被保険者の健康づくり」を推進する。

【主な事業内容】

a 特定健康診査・特定保健指導

(予算額 284,823 千円、前年度当初予算額 287,790 千円)

医療費適正化を図るため、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させ、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に実施する。

区 分	対象者見込	実施見込	実施率見込
特定健康診査	70,580 人	24,703 人	35.0%
特定保健指導	2,438 人	1,058 人	43.4%

b 特定健康診査受診率向上対策事業

(予算額 6,358 千円、前年度当初予算額 11,172 千円)

特定健診の受診率向上を図るため、周知・広報事業を実施する。具体的に、テレビ CM・テレビパブリシティによる周知啓発、電車車体広告、新聞広告、受診勧奨ハガキなどによる受診勧奨を実施する。

c 訪問相談事業 (予算額 3,502 千円、前年度当初予算額 3,498 千円)

重複多受診者やドック受診者に対するケアとして保健師訪問相談を実施する。

(訪問予定 140 人)

d 人間ドック・脳ドック健診費助成事業

(予算額 25,206 千円、前年度当初予算額 24,503 千円)

健診費用に対して一律 17,000 円を助成する。(補助対象人員 1,440 人)

e 歯科健診費助成事業

(予算額 1,534 千円、前年度当初予算額 1,452 千円)

歯科医師会の歯科医院で歯科健診を実施し、費用の約 9 割を助成する。(補助対象人員 150 人) また、一部の特定健診集団健診会場において、歯科健診を無料で実施する。

f エイズパンフレット配付事業

(予算額 176 千円、 前年度当初予算額 176 千円)

エイズ予防に関する知識の普及・啓発のため、エイズパンフレット 4,000 部を配付する。

g はり・きゅう施術費助成事業

(予算額 25,338 千円、 前年度当初予算額 21,763 千円)

被保険者の末梢神経疾患及び運動器疾患について、はり・きゅう施術を行った場合、施術費の一部を助成する。助成額は1術・2術ともに1回700円、1月5回を限度とする。

h 禁煙サポート事業 (予算額 165 千円、 前年度当初予算額 165 千円)

禁煙希望者(15名)を公募し、禁煙支援に使用するニコチンパッチ4週間分を、薬局を通じて支給する。

i 糖尿病性腎臓病重症化予防対策事業

(予算額 6,596 千円、 前年度当初予算額 6,640 千円)

慢性腎臓病(CKD)及び糖尿病性腎臓病等の患者に対して、管理栄養士による保健指導を行う。また、重症化予防・人工透析への移行防止として、ハイリスク者に対する保健指導及び未受診者や治療中断者等に通知や面談などによる受診勧奨を行う。

(エ) 啓発事業

市民に対し、制度の周知徹底や納付意識、医療費に対する関心の高揚を図る。

【事業概要】

- a 国民健康保険特集号を作成し、全世帯へ配付する。
- b パンフレットの配付を行うと同時に、随時、テレビ等のマスメディアや広報紙等を積極的に活用していく。
- c 県下全市町村の共同事業によりテレビスポットを作成し放送する。
- d 全被保険者を対象に、年6回医療費通知を送付する。

8 地方税法施行令の改正に伴う長崎市国民健康保険税条例の改正(今後の改正予定)

- (1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し
(施行期日：令和4年4月1日予定)

ア 改正内容

国民健康保険税の基礎課税限度額を65万円(現行63万円)に、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円(現行19万円)に引き上げる。

	基礎分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
現 行	<u>63万円</u>	<u>19万円</u>	17万円	<u>99万円</u>
改正案	<u>65万円</u> (+2万円)	<u>20万円</u> (+1万円)	同上 (据置)	<u>102万円</u> (+3万円)

<参考資料>

- 1 令和4年度国民健康保険制度改革

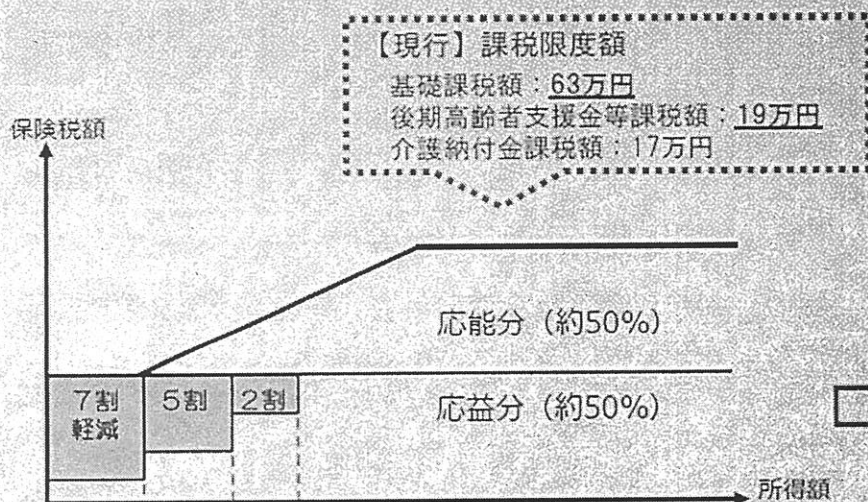
1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

- 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しを行う。

現行



改正後

